

平成28年 9 月27日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎設計業務委託契約について
(2) その他

- 2 調査の経過 9月27日委員会を開催し、上記事件について協議した。
執行部より、庁舎設計業務委託契約の経過についての説明を受け、
質疑を行った。10月3日に参考人を招致し、さらに調査することとした。
その他で、既存庁舎活用の進捗状況について及び魚沼市の特性を
考慮し、身の丈に合った新庁舎建設を求める決議について執行部に
質疑を行った。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎設計業務委託契約について

(2) その他

2 日 時 平成28年9月27日 午前10時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、佐藤敏雄、岡部計夫、大平栄治、
遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、高野甲子雄、
星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、森山英敏、
(浅井守雄)

5 欠席委員 志田 貢

6 説明員 小幡副市長、森山企画政策課長、堀沢財政課長、佐藤土木課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (10:00)

星委員長 志田貢委員から欠席の届け出がありましたので報告します。定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。本日の委員会は、先日9月15日開催の総務委員会で、庁舎設計業務委託契約についてとして追加の議題として提案されましたが、本委員会で取り扱うこととなりましたので、急きょ日程調整し、本委員会を開催するものであります。議題に対する集中審査をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

(1) 庁舎設計業務委託契約について

星委員長 日程第1、庁舎設計業務委託契約についてを議題とします。執行部より資料が提出されていますので説明をお願いいたします。

小幡副市長 私のほうから本調査案件について、まず説明をさせていただきます。一般質問で関矢議員の質問に答弁をさせていただいたとおり、契約に当たって経過がございました。また後ほど詳しく担当課長から説明させていただきますが、本要項については、契約に至るまでの間、私どもの執行に関して不適切な部分があったということで、まずもってお詫

び申し上げたいと思います。なお、本案件につきましては、推測で走ったわけでありますので、そういう点については事務上はまずかったなと反省しております。担当職員並びに私も含めて、その責任について処分を検討しております。最終日には報告ができるようこの間懲戒審査委員会を開催したいと考えております。勇み足だったという経過については、担当課長からこれから説明させますのでよろしくお願いします。

堀沢財政課長　それでは、私から説明させていただきます。まず、公募型プロポーザル実施要項8の(8)について説明させていただきます。この大きな8番につきましては、業務実施の条件といたしまして、8項目あがっております。その中でこの度の問題となっておりますのが最後の(8)でございます。その内容につきましては、第2次審査で特定された最優秀者、第1受注候補者ですが、市の契約締結交渉に先立ち、自らの責任において、地元の気象等のアドバイスを行う地元業者、これは建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計業務で登載されている市内業者1社以上と協力事務所の契約を締結することということであります。この建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている市内業者といたしましては、5事業者プラスその5事業者が組みました魚沼市建築設計企業体ということで合計6業者として登録をされております。続きまして、現在までの経過等につきましてご説明をさせていただきます。まず、4月15日になります。いわゆる石本・千葉JVから市内コンサルの2社と会い、協力内容についての協議を行ったということ、基本的な考え方については大きな相違はないこと、まだお互いに詰める部分が多々あるため引き続き協議していくとの連絡が入っております。4月21日、協議が開始され、考え方について大きな相違がないとの連絡から、早期に契約が交わされるものと考えまして、市民の意見を基本設計に反映させるためには市民ワークショップを早急に立ち上げることが急務であり、また、不可欠であったため、魚沼市新庁舎建設設計業務委託契約を締結いたしました。この部分につきましては、いかに急務であっても早期に契約できるものとの思い込みによる不適切な部分があったと考えております。ご心配をおかけすることになり、大変申し訳ありませんでした。ゴールデンウイーク明けになります。5月13日、小出庁舎に魚沼市建築設計企業体、以下魚沼JVと言わせていただきますが、魚沼JVの2名が来庁いたしました。そのときに、基本的には魚沼JVで契約を考えているということ、今、細かい点について話し合っていて、その後契約を考えているということのお話をいただいております。その後、魚沼JVの名前を石本JVの名前に並べて掲載等を行うことは可能であるか、名前の並列が難しい場合、魚沼市との本体契約、いわゆる石本JVとの契約に、魚沼JVの名前を入れる形で契約をしたいと考えているとの要望を示されました。それに対して、市として、並列表記についてはどんな場面を想定しているかにもより、公的な場面、特に著作権が伴うような部分は非常に難しいと思われること、本契約に入ることにしても非常に難しい提案であることを伝えたところ、魚沼JVは持ち帰り検討するとのことでお帰りになりました。6月7日、ここでは石本JV、魚沼市がいたわけですが、受託者、石本・千葉の共同体ですが、先日依頼をしてあった見積書の回答をいただいているため何か不都合の点があったのかと質問しております。先日というのは5月6日に見積書の依頼をしております。魚沼JVからは、いただいた業務内容についてどの程度かわればよいのか判断できない、読む限りでは一部の業務についての小間使いのように思えるが、その程度なのかとの回答及び質問があり、受託者側は、現

在考えているのは記載したとおりの内容であること。その内容につきましては、各種申請の許認可支援、気象を含む地域状況支援、ワークショップの参画等で設計に協力いただきたいと考えている旨を説明しております。その後、魚沼JVから、設計に協力するだけの協力契約とはいえ地元業者の立場から全く責任がないとはいかないと思う、したがってそれなりの立場が必要であると考えていると。受託者からプロポーザルに基づき記載させてもらったものであり、詳細については協議するつもりであったこと、また、設計上の責任については自分たちとなり迷惑をかけるつもりはないことなど、お互いの立場での話し合いがなされました。それなりの立場とはどのような形で考えているのか教えていただきたいとの受託者からの問いに対して、私たち魚沼JVはプロポーザルでの最優秀者となった誰とでもJVで契約ができるものと考えていた、プロポーザルの実施要項にも先立って契約となるため最優秀者JVに加入できるものと考えていた、さらに雪のことは特に難しいため石本JVに加わった形での契約が妥当と考えているとの回答がされ、受託者は、私たちはプロポーザルの実施要項にはアドバイスをを行う業者ということから協力をいただく会社という意味で捉えていたということ、また、この時点においてJVに加わることは難しいと思われることを伝え、不本意とは思いますが協力をいただきたいとお願いをしております。次に、魚沼JVから、市としてはどう考えているかとの質問があり、業務の契約内容に関しては双方で協議し契約していただくことになり、こちらが業務の範囲を決める立場にはありません。ただし、石本・千葉JVに名称を追加することにつきましては、入札の原則から了承できるものではありませんと答えさせていただいております。魚沼JVから、わかりました、しかし現在の形では日当的な見積もりを出せばいいのか、毎回かかわっていく金額なのかを考えあぐねている、せめて総額で幾らくらいかの提案があるべきではないかとの要望、受託者はわかりました、それでは帰社次第その内容をより具体的に、また、総額いくらくらいかを検討して後日再提案をいたしたいと思っておりますがよろしいかと回答し、魚沼JVがわかりました、それではお待ちしますと納得して終了となりました。6月17日、石本JV、受託者側から魚沼JVに対しまして、先日の内容を踏まえて提案をしております。7月5日、受託者側から魚沼JVに対しまして、先日の提案に対しての返事をいただいているためどのように考えているのか、ワークショップも先週日曜日にスタートし、設計業務もいよいよ本格化してきたことから今週中に返事をいただきたいとお願いしております。同日、魚沼JVから企業体で集まっていたいただいたメールの件で話し合いを行ったが、皆さんあまりよい反応ではなく今後どうしたらよいのか時間がかかりそうであること、その理由は、責任はないといっても対外的には通らない話だろうと、みんなが慎重であるとのことで連絡が入っております。その後、7月7日、魚沼JVから受託者側に、本日企業体で再度話し合い、結果として企業体としては契約できないという結論になったと連絡が入っております。魚沼JVの中での協議の結果で出された結論であり、JV構成員全体が断ったものと考えましたが、個々では現在交渉中であるとの話が聞こえてきたため、市から受託者に再度協力業者の件について各事務所の意向を確認するよう指示しております。個々の事務所に再確認をしたところ、1社から協力いただけることとなりまして、最近ですが9月21日に合意に至り、昨日26日付けで契約との報告を受けたところであります。以上が経過報告になります。先ほども申し上げましたが、いかに急務であっても要項に反した状況におきまして委託契約を行ったことにつきましてお詫び申し上げます。ま

た、ここまで契約が長引きご心配をおかけすることになり、大変申し訳ありませんでした。
星委員長　これから質疑を行います。

高野委員　8項の関係でありますけれども、これについては、地元の気象等のアドバイスと
いうことで明記されております。これについては、いわゆるこの地が豪雪地であり実際に
雪の降っているときにその場にはないと実感できないものだろうというふうに思います。
したがって、市のほうとしてはこの8項を特に心配して入れたというふうに私は受け止め
ております。したがって、通常の契約に当たっての条件には入ってこない、特別の項目で
はないかというふうに感じているんですが、その辺は特に意識して特別に入れたというこ
とでしょうか。

堀沢財政課長　この8の(8)につきましては、豪雪ということで意識して入れたものであ
ります。

高野委員　私自身、会社勤めのときに社宅を建てる時にこの経験をしました。全く長野の
人はわかりません。新潟の人もわかりません。設計を変更させるのに非常に難儀をしたと
いう経験がありますので、この項目が入ったというのをよく理解しておりますし、私もこ
の質疑の中で地元の小出小学校の例をあげて特にアドバイスをいただくようにと言った
覚えがありますので、非常にその辺は行政として気を使った項目であろうと思っておりま
す。そこを確認させていただきました。

森山委員　経過の説明がありましたが、魚沼市と契約してからの部分と、その直前はここに
書いてありますが、プロポーザルの結果選定された石本・千葉設計共同企業体が魚沼市と
4月21日に契約したという報告があったわけですが、その間はどんな交渉があったのか
を示してもらわないと、何とも言いようがないのですが。

堀沢財政課長　小出庁舎でのやりとり以外につきましては、市でメールでやり取りをしてお
る内容につきましてここに連絡状況ということで表にさせていただいたものであります。
その間の業者間のやりとりにつきましては、市では詳細を把握しておりません。

森山委員　4月21日時点でこの8の(8)が守られてなかったということは事実だと思う
んですよ、今の報告から言って。そしたら4月21日までに石本さんがどれだけの努力を
したのか、やはりその辺はきちんと報告を求めるべきではないかと思うんですが、いかが
ですか。

堀沢財政課長　そのところも私どもの不手際であったと反省しております。

森島委員　契約は28年の4月の21日でよいのか。契約額は、限度額は1億6,000万円とい
うことですが、契約額は幾らなのか。

堀沢財政課長　魚沼市との契約は28年4月21日であります。おっしゃるとおりであります。
委託契約の金額は、1億5,984万円です。

森島委員　プロポーザル実施要項の11ページに失格条項という特記事項があります。カの
本要項に違反すると認められた場合、これが要は地元の業者と契約がなされていないのに
契約をされたということでもありますので、これは本要項に違反する一つだというふうに私
は思うのでありますけれども、担当課長はいかがですか。

堀沢財政課長　この要項につきまして、先ほども申しましたとおり、市として要項8の(8)
に合致しない状況でいかに急いでたとはいえ契約をしたのは、市の落ち度と考えておりま
す。これにつきましては、先ほどの進捗状況、経過の中でお話しさせていただいたとおり

です。あくまでも契約につきましては、プロポーザルで市民の意見を聞く会を立ち上げないことには市民の意見が反映される場がないということにより、魚沼市で急いだものであります。

森島委員 手っ取り早い話が本要項に違反すると認められるか、認められないか。

堀沢財政課長 実際、この要項の8の(8)に反したということは認めております。これにつきましては、設計のJVということではなく、市の急ぐがあまりの過ちと捉えております。

森島委員 今、財政課長に聞くと市の落ち度だということでもありますけど、この要項の契約する条項の中には、JVが当然このことを知ってるわけですよね。ということになりますと、この特記事項の中に市の契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがあります、という文言も記載をされております。これは両者なのか。それとも相手方だけだというふうに私は思わないんです。こういう条件が要項にあるから、これに指名を参加をしプロポーザルを行ったと。ですから私は、瑕疵があるのであれば、それを認めて前に進むというのが当然だと思うんです。そこをわかりやすく一つ言ってもらいたいです。ですので、賠償請求を相手方に行うことをするのか、しないのか。

小幡副市長 先ほど財政課長が説明したとおり、この契約は市が行いましたので責任は市にあると考えております。相手方にペナルティーを課すということではないと考えております。

大屋委員 先ほどの財政課長のお話の中で、4月21日の本契約の前に石本JVから地元業者と良好だという連絡がありましたと、それでワークショップだとか、そういったのが早目にやらなくちゃならないんで、本契約を4月21日の日にやったということを発言しましたが、そうしますと、この文章から言えば先だってということが書いてありますので、本契約のときに地元業者との契約書、こういったものの確認いたしましたでしょうか。

堀沢財政課長 先ほどもお話をさせていただいておりますけども、協議が開始されて大きな考え方について相違がない、良好であるということで早期に契約が交わされるものと考えておったということで、その時点で契約が交わされていないことにつきましては、承知をしていたしました。

大屋委員 本契約のときに契約してないということを承知していたと、で、石本JVはそれも知っていてそういうことを言ってたわけですよね、良好だと。ということになりますと、言っていることが、やっぱり本当かどうか、やっぱりそこで確認するのは本契約のときの地元業者との契約の締結書、こういったものが確認されなければ、さっき森島委員が言ったように失格条項になるわけです。何でそこであなたもその契約書を持ってこなかったら失格ですということで突っぱねなかったのかなと。そこはなぜですか。

堀沢財政課長 先ほどからお話をさせていただいておりますが、市が市民ワークショップを早急に立ち上げたい、契約が早期にできるものとの思い込みにより不適切、要項に反した形で本契約を行ったということでもあります。なぜというところで、なぜ良好というところでは、5月13日に魚沼JVが小出庁舎に契約の件について聞きたいということで来られたときにつきましても、魚沼JVのほうから魚沼JVで契約を考えていること、細かい点については話し合っていてその後契約を考えていること、というお話をいただいていることからこの時点では良好であったものと考えています。

大屋委員 その良好であったということを石本J Vから聞いて、4月21日に契約をしたわけですが、いろいろとワークショップだとかそういったことが遅れると困るという理由をつけてますけども、その後においてももう半年も経つんですよね。こういう中でまだ地元と契約の締結がされてないということなんですよ。それで出た設計図が、あれで行くのかどうかわかりませんが全く豪雪地帯のところにあってない、そういうような庁舎だと思うんですがどうしてもこの(8)は抜いてはだめな条項だと思いますが、その点はいかがですか。

堀沢財政課長 この8の(8)につきましても、抜いてはいけないという点では、地元の気象条件をアドバイスする地元業者ということですので大切な部分だと思います。それと、先ほど申しましたが、なんとか地元コンサルタントと契約を結ぶことができたということです。

大屋委員 なぜそこまで石本J Vをかばうのかなと思います。市役所が業者間の間に入って、何でそういう話し合いだとか、情報を交換したりするんですか。自ら地元業者と締結するとなっています。なぜそういうふうになっているかという、市役所がそこに介入すると官製談合、こういうふうにやっぱり受け止められるということになりますから、その辺はどうでしょうか。

堀沢財政課長 市が中に入ってだとか、介入したということではございません。先ほどから説明しておりますが、本契約につきましては市が市民ワークショップの関係もありまして、契約を行ったということでもあります。契約業者と市内の業者のやり取りにつきましては、報告を受けておるものであります。報告を受けたものでない部分につきましては、市内業者の魚沼J Vが小出庁舎に来庁しまして、市に話を聞いたという部分、それと石本J Vと市がワークショップ等の打ち合わせをしているときに魚沼J Vが来られまして、市にいてくれという形で同席をしたものであります。

大屋委員 関矢議員の一般質問の中で、市長が私の指示で財政課長が地元の業者と話しに行ったと、こういうふうになっているんですよ。要は市長の指示でそういうふうな形で動いたんでしょう。

堀沢財政課長 指示ではなく、確か市長は承知していたかという質問だったと思いますが、この件につきましては市長の指示で契約したということではございません。

大屋委員 ていうことは、指示はしてなかったけれども承知はしていた、最高責任者がこの要項に違反しているにもかかわらず、それを承知していたというふうに認識してよろしいですね。

堀沢財政課長 この契約後におきまして、市内のJ Vとの協議がうまくいっていないという形で報告をしております。

岩井委員 さっきから聞いていると、言い訳にしか聞こえないんですね、財政課長。もう1回確認しますが失格条項にちゃんと入っていることは認めるんですね。であるにもかかわらず、急がなきゃならなかったとか、そんなことってありますか。失格条項というのは何のためにつくったんですか。説明してください。

堀沢財政課長 何のためにつくったかという説明は言いにくいところではありますが、この失格条項につきましては、市と契約した後に判明した場合においてということになります。先ほどから言い訳というようなお話しになっておりますけれど、設計者が入らない市

民ワークショップ、いわゆる基本設計に反映できないワークショップというのを避けるために、ワークショップの立ち上げを急いで、市が契約したものであります。

岩井委員　　今話を聞いてちょっとおかしいと思うのは、例えばですね、石本設計がたまたま今回こういうような条件でこの失格条項に当てはまるにもかかわらずこういう契約をしたと、例えばほかの建築事務所は一生懸命頑張ったけれども、この失格条項にどうもうちには当てはまるのでこれ以上は進めないなど判断する場合だってあるわけですよ。業者の中に。そういうことも考えられますよね。

堀沢財政課長　　そういうことにつきましては、市としては考えておりませんでした。

関矢委員　　4月21日に本契約を結んでいますけども、その時に契約に立ち会った市の職員はどなたですか。

堀沢財政課長　　当日、石本JVが来庁し、担当者が契約したということになります。

関矢委員　　石本JVの代表者が来庁して当然契約しますよね。その時にこの要項にある書類を一切やはりチェックをしてやると思うんですよ。その立ち会いを誰がやったのか今伺ってるんですよ。どなたがその書類をチェックして契約したのか。

堀沢財政課長　　先ほどから申し上げておるように、8の(8)においての契約は済んでいないということは市も了解をしておりますので、その部分についてはないということは了解しております。

関矢委員　　そうじゃなくって8の(8)が欠格している。要項から落ちてますよ。それはその契約の時にわかったのか。それ以前からわかってたんですか。

堀沢財政課長　　先ほどから申し上げておりますが、早期に契約が交わされるものと考えて契約をしておりますので、当日までに魚沼JVとの契約が交わされてないことにつきましては承知しております。

関矢委員　　4月21日時点で8の(8)が契約なされてないということがわかって、そこに携わった契約担当、財政課だと思えますけども、そこが独断で判断をして契約をしたのか。できませんよね。要項欠格してるのは。当然市長まで決裁上げますよね、市長の判断を受けて契約をしたと考えますがいかがですか。

堀沢財政課長　　業務委託契約になりますので、決裁権者は副市長になります。

関矢委員　　そうするとこの契約で、要項にまだ欠格があるのを市長は確認をしていないということですか。4月21日時点では。

堀沢財政課長　　おっしゃるとおりであります。

関矢委員　　要項に足りなかった部分については、その時点では協力いただける見込みであるという報告を受けました、このことから報告を受けている、石本JVのほうから協力いただける見込みがあるという報告を受けたから契約をしたんだと、であるならば、なぜいつまでにか期限を付けなかったのか。

堀沢財政課長　　期限を付けなかったことにつきましては、手落ちと考えます。急ぐようにと指示はしておりますが、期限は切っておりません。

関矢委員　　そうなんですよ。期限を決めてないんですよ。そしてきょう出されたこの時系列の資料、実際地元のJVに契約内容等を示して協議に入ったのが6月7日ですよ。その前に面識はあるけども、契約内容等々を地元との協議に入っていないんですよ、石本JVは。1カ月半も協力業者として協力いただくという誠意も見られない。これも当局はわかって

たはずですよ。そこでどんな判断をされたか。それでもまだこれ石本JVと契約を破棄しない、急がせない、その理由は何ですか。

堀沢財政課長 契約を破棄しない理由ということになります。新庁舎を建設する、いいものをつくるということで進んでいったということでもあります。

関矢委員 これは当局と話していても仕方ないんですけども、先ほど森山委員からも話がありましたけども、やはりこれだけのプロポーザルの実施要項があって、プロポーザルに応募する企業、要項全部見ますよ、要項全部見て要項全部満たせるかどうか判断して、私は応募すると思いますよ。当然応募する前に1番大事な8の(8)というのは大きな壁なんです。やはり地元業者に打診して、そして契約は最終的になるかもわからない。1番大事なのは東京や九州の人が設計をしたら、雪がわからないわけですよ。雪国に建てる建物はどういうのが必要か、そのための要項なんです。であるならば応募する前に、建物の形状だとか、使い勝手とかはやはり聞いた中で私は応募すると思うんですよ。それすらもしないで、契約をしてから1カ月半も経ってからやっと契約の中身を地元で提示をして、さあしてくれと。これは、私は先ほど森島委員が言ったように、私は契約違反になるだろうと思うんですよ。そういうふうを感じなかったですか。いいものを建てたいと思ったら。

堀沢財政課長 最終的に話がうまくいかなかったという案件の1番大きなものが、地元業者が本体契約の中に入れるものというところで、こちらのほうのプロポーザルの書きものとそこが認識が違っていたというところが、ここまで延びた大きな問題でありました。ただし、始めから話してるとおり8の(8)の要項を満たさない中で本体契約を行ったというのは、魚沼市の勇み足であります。

関矢委員 それと2回市民ワークショップが行われております。この間市報の中に結果というかが出ました。最後に書いてありますよ。1番質疑が多かった、疑問が多かったこれやはり雪国にあってる建物なのか、雪対策だとか、それに対する回答は一つもありませんけども、それほどやはりあの建物見たり、構造見たときにこの雪国に住んでる人たちはこの建物は本当に雪国にあうのか、1番心配してるんですよ。そこが1番大事だから8の(8)の要項を入れたわけですよ。いいものをつくりたかったら、やはりそこは考えるべきだと思うんですよ。まあ、それはまた申し訳ないという形で終わるかわかりませんが。そこやっぱりしっかりと考えていただきたい。

堀沢財政課長 現在提案されてるものにつきましては、プロポーザルで提案された図面、模型等であります。あれが真四角になるかと言われれば、それはかなり違うものであるとは思いますが、今後、雪に対応するにはどうするのかというのは基本設計に生かしていくものだと考えております。

高野委員 私が冒頭言ったのは、雪の関係、非常に市も考えておられるんでしょうし、設計者も考えておられたと思っています。というのは、プロポーザルを見学に行きましたけれども、雪がテーマだったということでもあります。その辺は魚沼市の雪に対する問題意識、それから設計者についての雪に対する問題意識というのは、私は強いものがあると思っています。したがって、その要項では重要なものかもしれませんが、契約違反かどうかということで、たしかに執行部のフライングだとは思いますが。契約条項ありますから。何のために今、この契約をどうするかという話になると。市民のためになるのかというのが私は1番議会として考えなければならないと思いますし、行政も考えなければならないと思

います。3カ月遅れになってるわけですから、合併特例債の件もありますので急ぐ心情も議会として理解してやらなきゃならないと私は思っています。その辺、行政はフライングしたと認めてるわけですよ、確認させてもらいます。

小幡副市長 冒頭お詫びしたとおり、要項上の齟齬は認めておりますしお詫び申し上げたとおりであります。

佐藤(肇)委員 この要項をつくる段階で、市内の設計屋さんを企業体の中に取り入れていたかどうかといった考えは当初ありましたでしょうか。

小幡副市長 いろいろなパターンを想定して検討させていただきました。地元の1級建築士事務所のコンサルがいるわけですので当然その件も含めて検討した結果、こういった形でアドバイザーになっていただくという要項に最終的には落ち着いたということであります。

佐藤(肇)委員 これ話が1番なかなか決まらなかった要因というのは、設計に対する責任の問題、これに尽きるんじゃないかなというふうに思うんですよ。どんな形にせよそこに携わった市内の設計屋さん、本体の今契約されてる企業体についてはここに拠点があるわけではありません。最後はやはりこの地元の設計屋さんというところに話がいくんだらうなと思います。そういったのを考えるのであれば、やはり要項の中で企業体に加えるというような形でつくって然るべき。これ非常にいわんとすることはわかるんだけど、わかりづらい、解釈の仕方がいろいろあるんじゃないかと思うんですが、その辺の捉え方はいかがですか。

小幡副市長 表現が紛らわしいと言われれば、説明が足りなかったのかなという感じはしますが、地元企業とジョイントは組めるかというところとそうではないという判断のもとでアドバイザーという形にさせていただきました。

佐藤(肇)委員 既に契約から約半年経過するわけですが、この設計業務の進捗状況はいかがですか。

堀沢財政課長 基本設計自体につきましては、現在、第4回まで市民ワークショップを開催し、高校生を含めた市民の意見をお聞きしております。その市民の意見をどのように基本設計に生かしていけるのかを、ワークショップはまだ続きますが、現在生かしていける部分について受託者が考えているところであります。次の第5回ワークショップは、10月15日、土曜日に計画しております。

佐藤(肇)委員 契約のお金も、それぞれの年度の予定の30%まで前払いをできるというような書き方になっております。既に契約が終わってるので平成28年度分の前払いは支払われておりますか。

堀沢財政課長 28年度の部分については3割前払いしております。

佐藤(肇)委員 28年度分の3割、幾らになりますか。

堀沢財政課長 28年度前払い1,570万円を支払い済みであります。

佐藤(肇)委員 1,570万円手付けを払って仕事にかかってもらってるということになります。この要項見させていただいた中に設計の業務委託に含まれる事項ということでいろいろな業務があります。工事の監理は除くということまで全部で16項目記載がございまして、この中で準備等検討が進められてると思うんですけども出来高何%とか、半年経過のところでのそういった数字というのは出てますか。

堀沢財政課長 今年度としては基本設計が完了するという形で進んでおります。ワークショップと市との打ち合わせでの来庁等で進んでいるところでありまして。12月までワークショップを行い、それで基本設計をつくりあげていく形ですので、現在目に見える形として図面が何%できてるとか、そういった状況にはなっておりません。

佐藤(肇)委員 要項13ページに市民ワークショップの開催が業務の中に入っているんですが、このワークショップというのは設計企業体で主催してやっていただくというような書き方になっております、運営・進行・管理及び資料の作成というようなことになってるんですが、実際はどうでしょうか。行われ方は。

堀沢財政課長 設計者が行っております。ワークショップ当日には大体10人程度のメンバーとなりますが魚沼市に来られ、各テーブルに配置、またはそれをまとめあげる形で行っております。

佐藤(肇)委員 ワークショップ、コンサルが主催してやっていただいと報告いただきました。既にアオーレの視察含めて4回が終わっているということではありますが、市で段取りしてやってるんじゃないですか。

堀沢財政課長 会場の小出郷福祉センター借用については市で行っています。

佐藤(肇)委員 そうするとこれは市が会場借りるんで、市が自分のところ使うんで無料ということなんですが、運営管理等これ設計の中に入っていると思うんで、会場費は石本JVが出すべきだろうと思うんですがいかがですか。

堀沢財政課長 ワークショップについては、新庁舎建設ということで主催が市、運営が設計者という形になります。

佐藤(肇)委員 主催が市で、運営を全て企業体でやっていただいとということでもわかりましたが、主催者ですから会場の手配を市がやるのはわかります。運営一切やっていただいとということなんでしょうけども、このワークショップに市の職員も出ておられると思いますが、ほかに市民大勢来ておられると思います。それぞれの費用弁償はどうなってますか。

堀沢財政課長 費用弁償がわりといいですか交通費相当額ということで、1回につき1,000円分のクオカードでワークショップ参加者をお願いしております。

佐藤(肇)委員 この1,000円のクオカードは企業体から支給いただいていますか。

堀沢財政課長 これは主催が市ですので、市が出しております。

佐藤(肇)委員 要項に書いてあるように運営・進行・管理及び資料の作成、これ見れば全て企業体でやらなきゃだめな内容だと思います。市が段取りして会場を予約するのはわかりますが、そういったクオカードについてもそうだと思いますが、じゃ、市の職員はこれ手弁当で出てるんですか。

堀沢財政課長 管理職以外の職員は、休日出勤になりますので時間により振替及び超勤という形で担当者が参加しております。

佐藤(肇)委員 そうしますと1人じゃないですね。何人も市の職員がかかわってるわけですが、このワークショップでは市の職員は何をするんですか。

堀沢財政課長 市の職員は受付等行っております。また、どのような内容で話し合いが行われているかについて確認を逐一取っているところでもあります。また、公開で行ってますので一般の方々が中に入らないように対応、待機、監視を行っております。

佐藤(肇)委員 要項に書いてある管理業務とどこが違いますか、それは。

堀沢財政課長 管理というのは全体的なものと捉えています。進行やまとめ役等について受託業者が行っています。また、資料についてもまとめて、ワークショップの実績ということで市報の折り込み等もつくっております。

佐藤(肇)委員 非常に納得しがたい答弁をいただいておりますが、この 15 番に記載の市民ワークショップの開催、これの運営・進行・管理及び資料の作成、説明会等への参加、これを仕事として任せてるんですよ。この企業体に。市がそれにかかわってどういうふうに進められたかというのは、それ聞きに行くのはいいですよ、傍聴しに行ったりとか。ただ、そこに市がいろいろな形で介入してるということに、私、非常に市民の自由な意見を求めるとか、いろんな立場であるにしましても、ちょっとかかわり方がおかしいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についていかがですか。

小幡副市長 いろいろな捉え方があろうかと思いますが、少なくともこれは市が進める事業でありますので、市の担当がその場に行ってお手伝いするというのは、これは職務として十分あり得ると、ほかの事例でも同じようなことが想像できるかと思いますが、そういったご理解をいただきたいと思います。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (11:10)

再 開 (11:20)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。休憩前に引き続き、日程第 1 庁舎設計業務委託契約について質疑はありますか。

遠藤委員 契約日が 4 月 21 日ということですが、4 月 21 日という提示はどこかで話しがあったのでしょうか。

堀沢財政課長 特にこの日という形の指定ではございません。ただ、現在の協議が開始されてから、見積書の提出等を 21 日までにと依頼しておりました。

遠藤委員 これに合格してから一連の見積書提出や諸手続きを踏む段階で、21 日には契約をしたい旨伝えておいたということによろしいですか。

堀沢財政課長 21 日までに見積書の提出をいただきたいということで、予定価格以内という形で契約となっております。

遠藤委員 見積書提出日と同日が契約ということで、折り合いがついていたということによろしかったのでしょうか。

堀沢財政課長 一般的な見積随契、入札という形でも同日付という形になります。

遠藤委員 先ほど森山委員のお話で、4 月 21 日前のやりとりについては業者間でのことで内容は把握してないという答弁でありました。21 日が間近になり、4 月 15 日に協議中の内容を確認したという時系列でよろしいのでしょうか。

堀沢財政課長 そのとおりであります。

遠藤委員 4 月 21 日間近になり、要項に見合ってるか、見合っていないかの確認も含めて今協議中だと連絡を受けたということでもあります。良好だという話の中で契約に踏み切った

ということでありませぬけども、5月6日に魚沼JVに業務に対する見積書を石本JVが依頼したとありますが、これについては地元の設計共同体からいろんな要件が出たので、その業務を行ってもらうため、条件を満たすための金額として提示をしてくださいという要望だったわけでしょうか。

堀沢財政課長 民間同士の契約内容になりますので、市としては把握しておりませぬ。

遠藤委員 見積もり依頼があったということは、いろんな条件を満たすために、仕事をやっていただくに幾らかかるか見積もりを出していただきたいということだったと思いますけれども、これに対しては資料を見ますと回答に至る部分がないということで、それらも含めて共同体が管財室と本契約の方法、考え方についての協議をしたという考えでよろしいですか。

堀沢財政課長 これに関しては、あくまでも憶測になってしまいますので、魚沼JVからも明確な話も聞いておりませぬのでお答えできません。

遠藤委員 業者間のことで、要項にも書いてあるように自らが契約を結ぶ努力をするということの中では、民間同士が協議を進めてきたということでありませぬが、ここにJVを希望していたと先ほど説明がありませぬが、どの時点でアドバイス契約ではなくJVを結びたいという話が出ていたのか情報が入ってませぬか。

堀沢財政課長 魚沼JVの考えを聞くのは5月13日、先ほど説明した当日になります。

遠藤委員 考え方の中にJVじゃなきやうまくないという話が地元設計共同体からあったと認識をさせていただきますけど、8の(8)、これはあくまでも雪等に対する気象等のアドバイスということで募集要件の条件に入っておりますが、要項以上に希望することに對しどういった話し合いが行われませぬか。

堀沢財政課長 名前を石本JVに並べて掲載することは可能かの質問に対し、並列表記は想定している場面によっても違いますが公的な場面、特に著作権が伴うような部分は非常に難しいと市で答えております。次に名前の並列が難しい場合、市との本体契約に魚沼JVの名前を入れる形で契約をしたいと考えているというお話に対しても、その時点で本契約に入ることも非常に難しい提案であると、5月13日にお答えしております。

遠藤委員 いろいろないきさつがあつて長引いているということの中に、こういったことも含まれるかどうかわかりませぬけども、地元業者についてもアドバイス契約という要項以上のことを求め、それによって条件をつりあげるといひませぬか、もう少し責任ある仕事につきたいということの協議、申し入れをしていたと推察できますが、21日以前の時系列が民間同士ですので情報はないうことですが、4月21日前からもJVに入りたいといったやりとりがあつたかどうか情報はありませぬか。

堀沢財政課長 そういう情報は入っておりませぬ。

渡辺委員 今ほど4月21日前の段階での業者間のやりとりはわからないということだったんですけども、一般的にはこのように要項が出ていれば最終審査に残った業者であれば5社、大抵は地元の業者と少しコンタクトを取っておくのが一般的ではないかなと思ひます。そのようなコンタクトが実際にあつた業者もあつたと地元の業者から聞いたということも聞かせていただひているんですけども、この石本さんのほうが21日というよりもそれ以前にやはり最終審査に至る前に打診をしてたかどうかというあたりのことは聞いてらっしゃいますでしょうか。

堀沢財政課長　最終審査に至る前ですが、地元業者とコンタクトを取るという要項、決まり
もありません。あったかなかったかは市は承知しておりませんが、なくても特段問題はな
い部分だと思います。

渡辺委員　石本さんはそのように特段に問題はないというふうに思って、もしかしたらコン
タクト取ってるかもしれませんが、してないかもしれませんが、要項の中で、1番
やっぱり私たち魚沼市の中で懸念するところということで9ページのところにも提案に
ついては以下の点に係る考え方を含めたものとして下さいということで、1番最初の考え
方の重要なこととして、全国でも有数の豪雪地である魚沼らしい庁舎の設計理念と具体的
な機能というふうになっておりますので、設計者の中に雪国等のことを熟知している設計
者がいなければ恐らく事前の相談なり、あるいはちょっとした、もし自分が1位になった
ときにはお願いをしたいというような話があってもしかりかと思っています。そういった
意味で、そのときしたかどうか今のところわかりませんが、やはり今聞いていると
もう石本設計との契約が既に決まっていたかのように、疑われても仕方がないような条件
というんでしょうか、そういったものが払拭されないと、疑われないためのものが払拭さ
れないという状況の中ではやはりそのあたりはしっかり聞いておくべきではないかとい
うことが一点あるんですが、そのあたりはほかの業者の方々がどのような契約の前の
段階で何かをしたとかというようなことは市として聞いてらっしゃいますか。

堀沢財政課長　市として、そのようなことを聞く立場ではございませんし、聞いておりませ
ん。

渡辺委員　魚沼市のこのプロポーザルにどれだけ多くの方が応募してくださるか、当初は心
配ではありましたが蓋を開けてみたらかなりの方々が応募してくださっておりま
した。このプロポーザルに係るアドバイザーとして本市としては渡辺参与がなっていたか
と思います。そしてまた渡辺参与のほうからは足しげく東京等いろんな方々に魚沼市のほ
うのいろんなところに参加していただきたいというような働きかけ等していただいでい
たのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

森山企画政策課長　要項を作成する時点におきましても、政策参与という立場でいろいろア
ドバイスをいただいております。渡辺政策参与におかれては、建築部門の専門家でもあ
りますのでそういった業界紙等にPRをすることで多くの参加者が得られますよとアド
バイスをいただいております。

渡辺委員　業界紙等のPRのために動いていただいたということで、個々の方々へではなか
ったということになるのかもしれませんが、一般的には自分が契約を1位になった
といった段階で早急に例えば以前からしてなかったとしても、契約の締結までにはコンタ
クトを取って地元との交渉を始めていなければいけないと思うんですけれども、先ほどの
遠藤委員の質問の中では5月6日に見積書を依頼してるということで、恐らくこの5月6
日になって初めてその業務内容を提示して、そして相手方から見積書依頼を受けたのでは
ないかという感が否めないんですけれども、一般的にはそれが本来先にあるべきではない
かなと思うんですけれども、そのあたりどのようにお伺いしていますでしょうか。

堀沢財政課長　その部分について、その時点では聞いておりませんでした。協議中である
ということでもあります。

渡辺委員　12ページになるんですけれども、設計業務契約のところなんですけど、ここにはア

のところ「最優秀者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、契約の交渉を行うものとします。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、次点者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とします。」ということで、ここでは見積書だけではあるんですが、この事故等がありということの中に、違法等がありというふうに読めなくもないんですけども、このあたりはどのように解釈をしてこの要項をつくったのでしょうか。

小幡副市長 一般的な要項に基づいてつくっておりますので、書いてあるとおりの解釈と理解しております。何回も申し上げますが、私どもは要項違反をしようとか、そういったつもりで交渉してきたわけではありません。できれば地元の業者と契約をしてほしかったと、最終的にはできませんでしたけれども、そういうことで契約が延び延びになったということを改めて申し上げたいと思います。

渡辺委員 当然、執行部としても事務の担当の方としても、悪意があってこのようなことがあったというふうには思いませんが、しかしながらご自分たちでつくった要項ですのでそこは熟知しておくべきことであり、そしてまたこのような事故が起らないためには、自分たちのほうからそこら辺は注意をしながらやはり相手方を守るためにもしっかりとしたことをしていかなければいけない。ところが相手方を守らんばために実は早くやってるように思えるようなやり方に、逆に言うとも見えてしまって疑いを持たれるような形になっているということについて、まだまだ聞かなければいけないことがあるということも現実だと思いますのでそのあたりは意見です。

岡部委員 実施要項の8の(8)の地元業者との契約ということでありますけれども、私が今までかかわる中で市外の業者、特に東京の業者が設計した市内の公共施設、雪という問題でその後すぐに設計変更だとか、追加工事とか、そういう事例をいっぱい見てきておりますので、そういう中では8の条項を入れたことは大変いいことだと思っています。ここにあるように、努力目標とかできればいいし、できなければしょうがないという問題でなくて、執行部としても1番ここに重きをおいた点もあるんじゃないかと理解できます。その中で必ず交渉に先立ち自らの責任で契約を締結することと書いてあるわけなんで、市と契約する前に地元業者と話し合いをして契約書こうなりましたと提示した中で進めるべきだったんじゃないかと、ここがちょっとまずかったと、先を急いでしまったと、だから庁舎建設を急がなきゃいけないということが先にあってそういうことをしてしまったんじゃないかなと思っています。地元の業者もこの要項を見ますから、そのうちどっかから話があるだろうというような期待もあったりしてたんですけど、聞いてみるとまだないとかいう話もありました。あったとしてもアドバイスって書いてありますから、風向きがどうか雪がどの程度降るんだとかいうぐらいの形で最終的にやった後、1年後、2年後にその雪でやったときにお前さんがたの見立てが悪いからこうなったんだという責任をおっかぶされても困るというようなこともあって対等にしてほしいというのがあったんじゃないかなと思うんですけども、そういう中で1番最初にそれをしなかったというのは先ほどから言ってますそこは見逃してしまったということでもありますから、6月7日の魚沼JVでやったということが何でもう少し地元の業者でも、市としても1億5,000万円も払うわけですから地元業者にお金がまわったりとか、あるいはJV組むことによって地元の業者のレベルアップ、スキルアップになればというようなこともあったんじゃない

かなと思いますけど、そういうときに何でこう J V 組んで追加要求だったけれども合意にならなかったとその辺のところをもう少し酌んでやるべきだったんじゃないかなと思うんですけども、その辺さっき答弁ありましたけれども、もう少し詳しくなぜだめだったのかお聞かせください。

堀沢財政課長 プロポーザルについては、全国規模で公募をかけております。その中で気象等のアドバイスをを行う地元業者 1 社と協力事務所の契約を締結するということですので、要項自体に J V 契約を行うという形で行っておりませんので、今回の公募型プロポーザルの案件に至らないものと考えております。

岡部委員 地元業者と契約を締結することということで、契約のときに提出資料の一つということの認識でよろしいのでしょうか。

堀沢財政課長 本来そうであるところを、経過報告でも申し上げておりますが要項に反した状況で市が委託契約を行ったことについてお詫びをいたしているところであります。

岡部委員 13 ページの提出資料等についてなんですけれども、この差し替えとか再提出は認めませんという要項がありますが、そういうところにも触れてくると思うんですよね。そうすると 11 ページの失格条項の中のアの提出資料等が本要項の提出方法に適合しない場合とか、イの提出資料等が本要項に示された条件に適合しない場合とかに触れてくるわけですよね。こういう点を執行部とすれば今回の契約を有効なのか、皆さんの意見を聞くとこれは無効じゃないかという意見も多いんですけれども、この辺の捉え方はどんなふうに考えてますか。有効なのか。無効なのか。

堀沢財政課長 提出書類につきましては、魚沼市の業者と現在協議中ということで提出されてると記憶しております。それにつきましては、先ほどから申しております要項に反した状況で市が委託契約を行ってるということで、先ほどからお詫びしております。4 月 21 日の段階では契約が市のコンサルと契約を結んではおりませんので、そういう形で提出されてるものと認識をしております。

岡部委員 しなかったということですと来たとところが今の話しだと思わすけれども、きょうは設計委託契約についてという議題でやってるわけですから、これが執行部とすれば今現在も有効な契約なのか、無効にするのかというところの見解を聞いてるんです。

堀沢財政課長 この条項におきます趣旨としては、気候等のアドバイスを基本設計に生かすための協力体制作りということであります。基本設計に反映するまでの間に体制を整えることによりまして、基本設計、実施設計業務を行うための趣旨という点では外れておらないと考えております。契約のやり方につきましては先ほどから申し上げてるとおり。市に不備があったと考えておりますけれども、趣旨にはずれないということで、これらのことから本契約については無効でないと考えております。

岡部委員 この失格条項に違反してるけれども無効じゃないというようなのは、いつもあなた方はこういう要項つくってこれ守りなさいというルールを指導しているにもかかわらず、自分たちの落ち度があったときには曲げて曲げてそれは認めるけど有効なんだと。こういうことが今後も続くんですか。そういうことに対するこの不信感を持っていくということですから、どっかできちんとけじめをつけてこれは失格条項に該当するから無効なんですとか、きちんとした市としての対応というのが、これからまたこんなのが明るみに出

ていくとどんどん市の信用も低下していくんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

小幡副市長　この契約が有効か、無効かという点について言えば、先ほど堀沢財政課長が言ったとおり有効だと判断しております。今後こういうことを続けるのかということではありますが、そういうことがあってはならないと考えております。

岡部委員　要項の中では、そういったことがあったときに相手方に対し損害賠償請求を行うことがありますとありますけども、いろんな業者にそういう迷惑をかけたところもありますので、その辺の対処方法は何か考えてますか。

小幡副市長　JVに対してということだと思いますが、実際にお断りされたのはJVであります。市が直接関与している話ではありませんので、市が直接フォローを入れることはありません。

岡部委員　この前の一般質問の答弁でも市が関与していないと言いながら市が関与して、今回9月26日に契約にいったんじゃないかな、という経緯もあるわけですよね。だから微妙に関与していない、関与してるという使い分けでは市民は納得しないと思うんで、その辺の副市長はどういうふうに考えるんですか。

小幡副市長　私どもは両者から相談を受けた部分については対応させていただいておりますが、交渉ごとの俎上にはのっておりません。そういう面では関与はしていないと言っているわけです。何回も言うように私どもは期待をして待っていたということなんです。

岡部委員　期待はよくわかるんで、今後これが進んだとしても地元の業者、メンテナンスが20年、30年、40年と続くと思うんですけど、そういう意味でも今回の大事な庁舎にかかわる中で地元の業者を入れてきちんとフォローしていくことがとても大事だと思いますので、再度そのJVの人たちにその辺を、関与するんであればしっかりと当局としてのことを伝えていただいて仕事をやっていただきたいと思いますがいかがですか。

小幡副市長　将来の話については、今から約束できる話ではないと考えております。

佐藤(敏)委員　1番大事な雪対策、地元の設計者が入っていないということは、基本的には無効だと思います。それは後ほど語りますが、私が今質問したいのは業務委託料についてです。限度額が1億6,000万円、契約額が1億5,984万円。限りなく100%に近い99.9%ですが、もちろん競争入札ではありませんけれども、そうなった経過についてお聞かせください。

堀沢財政課長　公募型プロポーザルということで出しているときに、それなりの金額が出ております。最優秀者から見積書を徴したということになります。

佐藤(敏)委員　これ限度額です。当然競争入札ではございませんけれども、何をすることについても、おい、まけてもらえないとか、積算があるわけなんですよ。例えば50億に対して何%の設計だとか、そういった市としての積算根拠というのはなかったんですか。

堀沢財政課長　1億だから5%とか、まけてくれというのは国から指導を受けているところでありまして、分切りという形や協議につきましては行っておりません。

佐藤(敏)委員　限度額ですので限度額に至る、当然50億の何%ぐらいということで市としての積算はあると思うんですけども。

堀沢財政課長　複数の業者からの見積書を徴した結果ということになります。

大平(栄)委員　今の話を聞いてると、結論から言うと官製談合です、これ、まず間違いはない。

ということはね、4月21日に契約したときに相手方もそれをわかっててしてるんだから、お互いにわかりながら契約してるんだからこれは官製談合。ただ、相手が何もわからないうちに契約したなら違法って言ったって相手方は悪くないんですから、これは有効ですけども。でも、今の話し聞くと相手はわかってるんだから、もうこれは要項に反してる。1番大事な皆さんが心配してるプロポーザルの、出るときからもうこの設計者がいなくちゃうまくないのにどんどん出してる。そうなってくると両方悪いからこれ官製談合です。もうどうしようもない。市だけが悪いんならこれ有効なんですよ、相手がわかって話し合っ、て、さっきの聞いてるとお互いにわかってるんだから、相手も悪い。これは官製談合以外の何者でもないです。以上、終わり。

関矢委員 質疑が集結する前に提案させていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

星委員長 その前に、ほかに質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 今回プロポーザルで最優秀になったということなんですが、どうしてもこの設計屋さん、業務をいろいろな作業があるということで急がなきゃならないというのはわかるんですが、2番目、3番目の方もいたんですが、どうしてこの業者、こういった形をかばうと言ってはなんですけど、優遇したんでしょうか。

堀沢財政課長 この最優秀者を優遇したということではございません。私ども先ほどから申し上げているとおり、地元の業者さんにご協力いただけるものと、早期に契約できるものという考えのもとワークショップの立ち上げを急ぐがためにこのようないわゆる要項に反するような形の契約をしたということになります。

佐藤(肇)委員 2次審査に残った5つの設計屋さんがいるわけですよ。その方々も同様に資料をそろえてやっているんだらうと思いますよ。先ほど関矢委員も言われましたけど、一番上位の得点だったから入るということじゃないんですよ。全てこれがそろったからという条件でやらなきゃいけない。これは、市がそのことを怠ったということはわかります。ただ、相手方がそれをわかってしていないということは、自分たちでこれだめだという判断をして、ここへ図々しく出てこれるわけじゃないんだらうと思うんですよ。その辺をだから市は優遇したんじゃないかと取られてもしようがないんじゃないですか。いかがですか。

小幡副市長 繰り返しますが、優遇したわけではなくて、当然ほかの2番目、3番目があったかもわかりませんが、プロポーザルで最優秀者として地元と協議に入って、地元とうまくいくだろうという見込みの中で、私どもは勇み足だったかもわかりませんが契約をしたということです。本当に繰り返しで申し訳ないんですけど、そういう状況であったということです。

佐藤(肇)委員 そうなりますと、やはり2番目、3番目の方々に言い訳できないんですよ、これでいいという。これをそれぞれの方々に伝えて、こういうことにしましたということであればわかりますけれど、そうじゃないんですよ。契約の前にわかってたということになれば、なおさらのことですよ。そのことについては、どのように捉えていますか。

小幡副市長 経過上、既に後戻りができないと思っておりますので、やり方についてまづいところについてはもう何回もお話ししているとおりで、それから、当時の状況を考えれば、地元とのタッグを組みたいという意向があったわけですので、それを見守るしかなかったということでもあります。

佐藤(肇)委員　　そうなりますと、時系列ありますけれども、28年の1月22日に公告していますよね。このプロポーザルを実施するということで公告をして、この中に参加申込期限があって、受け付けをしてということになります。1次審査、2次審査ということで進んでいるわけなんですけど、この中で選考委員というのを公表されています。普通は、こういったお金が絡むようなものについて選考委員は公表するべきではないと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

森山企画政策課長　　庁舎の設計にかかわらず、公共施設においては公募型プロポーザルの実施は多くのところで行われている事例がございます。私ども、今回の公募型プロポーザルを実施するに当たり、いろいろな事例を見た中で選考委員の皆様方についても公表している事例が多くありましたので、それにならい私どももそういう形でさせていただいたということでございます。

佐藤(肇)委員　　こうなると出ていけば、これたったの5人なんですよ。少なくともどういう表決したのか、点数つけなのか、やり方はいろいろあるかと思うんですが、出ていけば、これ1次審査通った残りの人たち、あと何とかしたいということであれば、この審査委員にどういったところを評価するだとか、いろんな問い合わせだってできますよ、これ。名前も出ているし、いろんなことが可能ですよ。それこそあつてはならないですけど賄賂だとか、いろんなことだつてないばっかじゃないですよ。そういったのを考えるときに、こういった利害が絡む場合は、少なくとも名前を伏せるだとか、こういったところから審査委員を選ぶという書き方で、市の職員がそこに入るのは構いませんけど、一般の外からの人たちというのはやはり伏せておくべきだろうなど。この民間の方、お金もらおうが何しようが罪になりませんよ。市の職員じゃありませんから。もしそうなったらどうなりますか。その辺どうですか。

小幡副市長　　公表したからそれが佐藤委員の言われるような斜めの見方からしかできないというのは、少し違うような気がしますし、実際そういうことはあつてはならないし、なかったものと思っております。

岩井委員　　佐藤肇委員の一番最初の質問で、ワークショップの件でちょっとお伺いしたいんですが、主催が市で運営が設計者という形で出ているんですけど、市職員は何人そこに参加しているんですか。（「契約の問題だ」と呼ぶ者あり）

星委員長　　今は契約の問題を皆さんから調査いただいております。それに沿ってお願いしたいと思ひますし、会議規則116条、簡明にお願いしたいと思ひます。

大平(恭)委員　　今回、今までの一連の流れをお聞きしますと、相手側に非はないと。完全に市のほうに非があつて、相手には何の責任もないというふうには聞こえるんですが、私はどう見たつて相手に本当に一定の非があつて今回混乱を招いたと思うんですが、このことについて厳しく指摘するなり、賠償はしないと言っていますが、今後のこともありますので、ここはちゃんとけじめをつけて、事実関係に基づいて相手側としっかり話をすべきじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。

小幡副市長　　昨日契約をさせていただいたという話はさせていただきましたが、当初の契約までにしなかったのは事実でありますので、そこは通知をしたいと思ひます。

大平(恭)委員　　本当に今後のこともありますので、ここはしっかりと話をするという程度ではなくて、きっちりと指摘をして、大事な庁舎の建設でありますので同様なことがおきな

いとも限りません。契約は無効ではなく有効だと言っていますので、この範囲の中でやるのであれば非常に厳しい市民の視線があるということをやっぱり踏まえたワークショップであり建設事業にしないといけないと思いますが、そこについて今後業者と別なテーブルで協議をするつもりがあるかどうか、その1点確認させてください。

堀沢財政課長　　現在、ワークショップも含めまして魚沼市に設計者が来庁するという形で月に平均3回来ております。当然そこでいろいろ庁舎設計に関しまして打ち合わせるべきもの、ワークショップに関して打ち合わせるべきものを行っておりますので、そういったところで時間を有効に利用し、私ども同一のテーブルで今後のことにつきましても協議していきたいと思っております。

大平(恭)委員　　今回の一連の流れの中で、市のほうは何らかの処分をされると冒頭におっしゃいました。この事実関係を市民と、あるいは対外的に公表すると私は思いますが、どういう形で公表するのか。そこら辺考えがありましたら聞かせてください。

小幡副市長　　ほかの処分と一緒にございますが、広報あるいはホームページで公表したいと考えております。

渡辺委員　　1点、今、有効だという形で大平委員のほうからは調査をするよという話でしたけれど、私はどう考えても1社以上の協力事務所と契約を締結することとなっていることを向こうがしなかったことは、これは無効になりうる。そうすると、次点の人がなる可能性もあるという中でもって調査をしなければいけないというふうに私は考えています。そうではないと市が言うのであるならば、そのところがどうなのかをはっきりさせるのは別の機会になるのかもしれませんが、私はこれが8号のところには完璧に違法であるというふうに思っておりますけれども、そのあたりの調査はどういたしますか。

堀沢財政課長　　出だしの件でありますけれど、何度も申し上げており市の方々にご協力いただけるものと考えていたということで、私ども勇み足であったということでもあります。この件に関しましては、契約を結ばれる前に顧問弁護士に現在の状況を説明いたしまして見解を伺っております。その中で、まず1点ですが、プロポーザル実施要項で明記されている中で契約をしたことは要項に反しているよということは、弁護士からも言われております。2点目ですが、しかし、要項該当業者と今からでも契約できれば要項に反した状況での契約は行われたが、そもそも気候等のアドバイスを基本設計に生かすための協力事務所契約なので、協力事務所契約した段階で設計に支障を来していなければ、瑕疵は治癒されたと考えられるという見解もいただいております。

森山委員　　市が契約時点でそれが結ばれていなかったのを確認した中で契約したということで、先ほどから勇み足という話になっております。そこで、議会としては、これは議会の議決事項では基本的にはないわけですよ、委託契約でございますので。そうしますと、議員の中にこれが違法ではないかというお話もありました。そういった中で、議会でこれを違法なのか、違法でないのかというのを議会として判断するのではなく、やはりこういう場合は、議会から監査委員にまず意見を求めるというのが筋になるのかなど。監査委員の意見を聞いた上で議会は判断していくべきではないかなと私は思うんですが、いかがですか。委員長に対しての質問であります。

星委員長　　これは、それぞれ持ち帰らせていただいて議長初め関係の皆さんとよく慎重に相談し対応させていただきます。

森山委員 前提として事実関係が明らかでない部分がいっぱいあるんでしたら、まだ調査が必要なんですが、事実関係は先ほどから当局が全部説明して明らかになっているわけですよ。ですから、これ以上議会で何も調べる部分がなくて、基本的にはこういう状況でしたのでこれは監査委員としてどういうふうに判断いたしますかというところをもうやる時期に来ているのではないかと私は思うのですが。

星委員長 先ほど言いましたとおり、私の委員長としての答弁は先ほどの答弁と同じであります。執行部の説明に対する質疑は終結させていただきたいと思いますが、異議ありませんか。(異議なし) これで質疑を終結します。

関矢委員 動議を提案させていただきます。今回の契約事務事業につきましては、冒頭執行部のほうから行政行為の瑕疵ということで認め謝罪をされておりますが、本来行政側の瑕疵でありますと契約はそのまま有効ということになるわけですがけれども、まだまだきょうの質疑等々を聞いた中で、無効になるというか、取り消しになる行政行為というのが行政法の中にあります。そこを読みますと、やはり当該行為の成立に相手方の不正行為がかかわった場合は取り消し行為になると、これは行政法にうたわれております。この辺の中の調査がまだ不十分だということで、私から提案させていただきますけれども、今回の石本建築事務所・千葉学建築計画事務所設計共同体の南知之氏ですか、統括になっておられます。この人が契約に来られているかと思いますが、この人を当委員会に参考人として呼んで、しっかりと調査をさせていただきたい。これを提案させていただきます。

星委員長 関矢委員から参考人の本委員会への出席要請の発言がありました。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (12:18)

休憩中に委員間自由討議

- ・締結することと受託者側に責任がある中で一方的に当市だけの責任とは言えないため、契約者の話を聞くべき。
- ・契約する、しないの最終判断は市が行う。最優秀者が要項の条件を満たさず契約したいと言っても、契約しない権利は魚沼市にある。当局が認めているのに、契約者を参考人として呼んで何を調査する必要があるのか。
- ・協力事務所が見つからないことがわかっており、契約者と市の双方に責任がある。
- ・当局が不適切と認め謝罪もあり、処分すると言っている。あえて契約者を呼ぶ必要はない。
- ・契約者だけでなく、要項以上のことを地元の企業体が求め協議が進まなかったということであるから、双方を参考人として出席要請すべき。

再 開 (12:35)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。休憩中に調整させていただきました。関矢委員に発言を求めます。

関矢委員 ただいまの休憩中の委員間討議を聞いた中で、私が提案した動議について1点修

正させていただきます。私が提案したのは、石本・千葉JVの南さんの参考人招致ですけれども、自由討議の中で委員から地元設計共同体の意見も聞きたいということでございますので、地元設計共同体の代表の方も参考人として呼んでいただきたいということで提案させていただきます。

星委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（12：36）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（12：39）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。関矢委員の動議に対し質疑はありませんか。

遠藤委員　なかなか事実関係が明白でないという場合に意見を聞くという中での参考人制度もあるわけではありますが、先ほどの休憩中の意見ではありませんが、これほど市民を巻き込んで物事が始まり、いろいろな意見が出て積み上げがされている中で、今、事実関係につきましては、市からもお詫びがあったように確認されている案件が多いわけではありますが、やはり目的、その案件について明確にしなければいけないのと、委員会で取り上げる以上どういったことを目的に、最後にどういった形をとっていくのが適切かということについての議論が必要だと思います。それほど私は参考人という制度は、相手方もあることから慎重に取り計らい、リスクの多い案件だと思いますので、その辺は本当に事実関係が確認できていないのか、今、執行部からは事実についてはお詫びも入っているわけがありますので、参考人に値するのかわからないのか、その辺を私は関矢委員に質疑をしたいと思います。

関矢委員　値するか、値しないかということではございませんけれども、きょうの質疑を聞いた中でやはり行政側の瑕疵は行政側のほうで認められたと。ただ、受けたJV側の瑕疵があるかどうか。要は不正行為であれば、これは契約を取り消されるわけですよ、行政側から。そこを皆さんが質疑した中でまだ明確でないから、やはりそれを明確にするのは私たち議会の調査権の一環で、これは議会としてやらなきゃならないことですから、しっかりと参考人の方から来ていただいて、その事情をしっかりと調査した中で、議会として判断を私はすべきだということで、参考人の招致を提案させていただきました。

星委員長　ほかにありませんか。（なし）しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（12：42）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（12：42）

星委員長　休憩を解き会議を再開します。質疑を終結します。お諮りします。本委員会への

参考人とし、石本設計事務所・千葉学建築計画事務所共同体の総括責任者、南知之さん及び魚沼市J Vの代表者に出席を要請することに賛成の委員は、起立願います。(賛成者起立) 起立多数であります。よって、石本設計事務所・千葉学建築計画事務所共同体の総括責任者、南知之さん及び魚沼市J Vの代表者に出席を要請することに決定しました。それでは、皆さんからこれまで協議いただいたことについて確認いただきたいと思えます。まず、招致する日時ですが、議長を経ての通知、相手方の日程調整時間等考慮し、10月3日月曜日、午後1時30分、場所は本議場といたします。意見を聞く案件は、庁舎設計業務委託契約についてであります。参考人は、石本設計事務所・千葉学建築計画事務所共同体の総括責任者、南知之さん及び魚沼市J Vの代表者であります。以上のとおり決定することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定しました。

(2) その他

星委員長 日程第2、その他を議題とします。次回の委員会で参考人を招致しますので、委員会の運営についてご協議願います。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (12:45)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (12:51)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。その他、執行部から何かありますか。(なし) 委員の皆さんから協議事項等はありませんか。

佐藤(敏)委員 今回は、庁舎再編整備特別委員会ですけれども、先般のワークショップの報告を聞いていますと、図書館をつかってほしいとか売店をつかってほしいとかいろいろな要望がありますけれども、それをみんな聞かれるということではないと思えますけれども、いわゆる今の旧庁舎をどうするかというのは、28年度中に方向を示すと、こういう話になっているわけですし、そういった図書館とかいろいろな関連があるかと思えますけれども、その辺がどこまで話が進んでいるのかについても、やはり途中経過なりお聞かせをいただくことが大事。これが1点。

堀沢財政課長 中間報告という格好になるかと思いますが、それはうちのほうでも早めに行えるようにと考えております。今現在、この前出ましたのは第1回、第2回のワークショップで出た意見という形になります。あくまでもワークショップというのは、人の意見を否定するものではないですから、出た意見につきましては、まずは預かるという形。それから、委員おっしゃるとおり取り捨てるが当然出てまいりますので、その辺も含めまして中間報告をできるだけ早めに行いたいと考えております。

佐藤(敏)委員 ぜひひとつ早めにお聞かせいただきたいと思えます。もう一点なんですけれども、7月1日の議会での議決をしております。魚沼市の特性を考慮し身の丈に合った新

庁舎を求める決議、11人が賛成をして提案しております。議会も二元代表の一翼ということで、そういった決議がきちんとなされているが、それに対して執行部はどういう考え方をしているのかお聞かせください。

堀沢財政課長　一般質問等でも出ているものかと思えますけれど、現在、皆様のところに出ているものにつきましては、プロポーザルのときの要項によるものという形はご承知と思います。その後につきましては、現在行っておりますワークショップと庁舎のプロジェクト・チームもごぞいます。今後におきましては、ほかの部門、いわゆる議会部門なども議員の皆様にもお考えいただきたいというふうに考えております。それによりどの程度までなるのかという形になりますので、今現在1万平米が8,500になるとか7,000になるとかという数字につきましては、今後という形になってきます。

佐藤(敏)委員　今後は今後でもいいんですけども、ただ、そういった決議がなされているということは、やはりきちっと理解をして検討の材料としていただくように望みます。

星委員長　ほかにありませんか。(なし)以上で、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会はこれで閉会します。

閉　　会（12：56）